

#143 先取特権の3類型——給料はなぜ先に取れるのか

第3章 担保物権 #143／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 会社が倒れたら、誰が先に取れるのか

導入

会社Bの財産は、全員分には足りない

	労働者A	銀行F	取引先G
求めるもの	未払いの給料	貸したお金の返済	商品代金の支払い

このうち、誰かが他の債権者より先に取れるのか

図：冒頭の対比板

- 会社Bの財産（工場・機械・建物）を1つの円で示し、その周りに「未払いの給料を求める労働者A」「融資を回収したい銀行F」「代金を回収したい取引先G」を並べる
- 財産は全員分には足りないという注記を添える

会社の財産は、銀行からの借入れや取引先への支払いにも回さなければいけません。全員分には足りないことが普通です。ところが、法律はそうしていません。給料の債権には、他の債権者より先に取ってよい、という特別な地位が与えられています。なぜ給料だけ、そんなに優遇されるんですか。答えを先に言うと、給料は労働者の生活の糧だからです。先に取れる理由は、実は3つの物差しに整理できます。そして、その債権がどの物と結びついているかで、先に取れる財産の広さが変わります。先に取れるのは労働者だけではありません。会社の機械を売った業者や、工場を建て増した工務店にも、それぞれ別の理由で先取りできる場面があります。今日は、この先取特権という制度を、3つの型に整理して見ていきます。

2 先取特権とは何か

短答・論文共通

条文 民法303条（先取特権の内容）

先取特権者は、この法律その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、**他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利**を有する。

図：303条全文カード背景

先取特権の根拠になる条文がこれです。

条文 民法303条

民法303条（先取特権の内容）

先取特権者は、この法律その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

先取特権とは、法律が定めた特殊な債権について、当事者の合意なしに、他の債権者より先に弁済を受けられる地位を与える制度です。抵当権のように当事者が契約で設定するものではなく、条文が定める原因に当てはまれば当然に発生します。これを法定担保物権と呼びます。

3 留置権と比べると、何が違うのか

短答・論文共通

留置権と先取特権——通有性の対比

通有性	留置権	先取特権
付従性	✓	✓
随伴性	✓	✓
不可分性	✓	✓
物上代位性	✗	✓
優先弁済的効力	✗	✓
留置的効力	✓	✗

違いの中心は優先弁済的効力と留置的効力——先取特権は非占有担保

図：通有性の対比表

- 縦に付従性・随伴性・不可分性・物上代位性・優先弁済的効力・留置的効力の6項目、横に留置権・先取特権を並べる
- 留置権は物上代位性と優先弁済的効力が✗、先取特権は留置的効力だけ✗とし、優先弁済的効力と留置的効力の2行を強調する

果実だけは先に充当できるという297条の例外はありましたが、留置権そのものには優先弁済的効力がありません。先取特権は、この点がちょうど逆になります。先取特権には優先弁済的効力があります。会社の財産が処分され、配当される場面で、他の債権者より先に取り分をもらえます。その代わり、留置権のように物を占有して返さずにいる、という効力は持っていません。物を押さえないのに、なぜ先に取れるんですか。物を預かる代わりに、法律があらかじめ「この債権は先に取ってよい」と順番を決めているからです。だから物を預からない担保、つまり非占有担保でも優先できます。付従性・随伴性・不可分性は留置権と同じです。違いの中心は、優先弁済的効力と、留置的効力の2つです。そして先に取れる力があるので、担保に取った物がお金に形を変えても、そのお金に優先権が追いかけていく物上代位性も、先取特権にはありません。留置権には無かった性質です。では、法律はなぜその債権を選んだのか。それが次の話です。

4 なぜこの債権だけ優先されるのか

短答・論文共通

なぜこの債権だけ優先されるのか

| 公平

- みんなの利益になった費用や、物の価値を維持・増加させた人の費用を先に払う（共益の費用・保存・工事・動産売買・不動産売買）

| 社会政策

- 生活の糧を守る（雇用関係・子の監護の費用・葬式の費用・日用品の供給）

| 当事者の意思の推測

- その物を当てにして取引した人を保護する（不動産賃貸・旅館の宿泊・運輸）

図：趣旨の3系統をまとめた板

ここが今日いちばん大事な軸です。先取特権が認められる理由は、条文によって同じではありません。大きく3つの系統に分かれます。暗記というより、この後どの原因を見ても、必ずこの3つのどれかに当てはまる、という物差しとして使ってください。1つ目は公平です。みんなの利益になることをした人や、目的物の価値を維持・増やした人の費用は、その恩恵を受ける他の債権者より先に払うべきだという考え方です。2つ目は社会政策です。生活の糧に直結する債権者、たとえば労働者や、日用品の代金を受け取る商店を保護する必要があるという考え方です。3つ目は当事者の意思の推測です。その物を当てにして取引した人を守るのが、当事者の意思に合うという考え方です。冒頭の話で言えば、労働者の給料は2つ目、工場を建て増した工務店の費用は1つ目の物差しで説明できます。

では、この物差しを使いながら、先取特権を3つの型に分けていきます。

条文 民法306条（一般の先取特権）

次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、**債務者の総財産**について先取特権を有する。一 共益の費用 二 雇用関係 三 子の監護の費用 四 葬式の費用 五 日用品の供給

図：306条全文カード背景

1つ目の型は一般先取特権です。対象が特定の物ではなく、債務者の財産全部という点が特徴です。給料や葬式の費用は、会社の特定の機械や建物から生まれた債権ではありません。結びつく物が無いので、財産全部を対象にするしかない、というわけです。

条文 民法306条

民法306条（一般の先取特権）

次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、**債務者の総財産**について先取特権を有する。一 共益の費用 二 雇用関係 三 子の監護の費用 四 葬式の費用 五 日用品の供給

さっきの労働者の給料は、この中のどれに当たるんですか。雇用関係です。給料だけでなく、賞与や退職金もここに含まれます。特定の機械や建物ではなく、会社の財産全部から優先して回収できます。

一般先取特権の5類型

- 共益の費用——みんなの財産保存の費用（公平）
- 雇用関係——給料・賞与・退職金（社会政策）
- 子の監護の費用——養育費・令和6年改正で新設（社会政策）
- 葬式の費用——相当な額（社会政策）
- 日用品の供給——直近6か月の生活必需品の代金（社会政策）

図：一般先取特権の地図板

- 5つの原因を列举し、それぞれに一言理由を添える
- ①共益の費用(みんなの財産保存の費用・公平)②雇用関係(給料・賞与・退職金・社会政策)③子の監護の費用(養育費・社会政策・令和6年改正で新設)④葬式の費用(相当な額・社会政策)⑤日用品の供給(直近6か月の生活必需品の代金・社会政策)

5つとも、さっきの3系統に当てはめてみます。共益の費用は、たとえば会社の財産を守るための保存費用や、みんなの取り分を確保する行為にかかった費用です。この費用のおかげで財産が保たれ、みんなが得をするので、公平の考え方で説明できます。残りの4つ、雇用関係、子の監護の費用、葬式の費用、日用品の供給は、いずれも生活の糧に直結する債権者を守る社会政策です。債務者のための葬式費用のうち相当な額に限られますが、扶養すべき親族の葬式費用も同じ扱いです。日用品の供給も、直近6か月分の飲食物品や燃料、電気の代金に限られます。無制限に優先されるわけではありません。

2026年に施行された改正で、養育費が支払われない場合に備えて、子の監護の費用にも一般先取特権が認められるようになりました。夫婦間の扶養義務や、離婚後の養育費といった、確定期限のある定期金債権、たとえば期日と金額を「毎月末に5万円」と決めた養育費のうち、子の監護に必要な相当額の部分に発生します。今日は、この子の監護の費用が3号として加わって、一般先取特権が5種類になったことだけ押さえてください。

条文 民法336条（一般の先取特権の対抗力）

一般の先取特権は、不動産について登記をしなくても、**特別担保を有しない債権者**に対抗することができる。ただし、**登記をした第三者**に対しては、この限りでない。

図：336条全文カード背景

よいところに気づきました。ここは177条の原則が修正されている場面です。

条文 民法336条

民法336条（一般の先取特権の対抗力）

一般の先取特権は、不動産について登記をしなくても、**特別担保を有しない債権者**に対抗することができる。ただし、**登記をした第三者**に対しては、この限りでない。

一般先取特権は、登記をしなくても、担保を持たない一般の債権者には対抗できます。ただし、登記をした第三者、たとえば抵当権を登記した銀行には対抗できません。なぜ登記が原則どおり要求されないんですか。給料や葬式費用のような債権は、金額が小口で、そのたびに登記するのは現実的ではないからです。その代わり、登記さえされていれば、その第三者には劣後する、という形でバランスを取っています。

7 動産先取特権——対象は特定の動産

短答

条文 民法311条（動産の先取特権）

次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の**特定の動産**について先取特権を有する。一 不動産の賃貸借 二 旅館の宿泊 三 旅客又は荷物の運輸 四 **動産の保存** 五 **動産の売買** 六 種苗又は肥料（蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉を含む。以下同じ。）の供給 七 農業の労務 八 工業の労務

図：311条全文カード背景

2つ目の型は動産先取特権です。対象が会社の財産全部ではなく、特定の動産だけになります。売った機械、直した機械、貸した建物に置かれた機械のように、その動産と特別な関係がある債権だからです。関係のある物から取れば足りるので、対象はその物に絞られます。

条文 民法311条

民法311条（動産の先取特権）

次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の**特定の動産**について先取特権を有する。一 不動産の賃貸借 二 旅館の宿泊 三 旅客又は荷物の運輸 四 動産の保存 五 動産の売買 六 種苗又は肥料（蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉を含む。以下同じ。）の供給 七 農業の労務 八 工業の労務

全部で8種類ですが、旅館の宿泊、運輸、種苗や肥料の供給、農業や工業の労務は、名前だけ知っていれば十分です。試験で効くのは、不動産の賃貸借と、動産の保存、動産の売買の3つです。今日は特に、不動産の賃貸借と動産の売買を厚く見ていきます。

8 不動産賃貸の先取特権——賃借人の持ち物が対象

短答・論文共通

条文 民法313条（不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲）

土地の賃貸人の先取特権は、その土地又はその利用のための建物に備え付けられた動産、その土地の利用に供された動産及び賃借人が占有するその土地の果実について存在する。

2 建物の賃貸人の先取特権は、**賃借人がその建物に備え付けた動産**について存在する。

図：313条全文カード背景

まず不動産の賃貸借です。会社Bが、工場の建物を賃貸人から借りてしているとします。賃料が未払いのまま滞納が続いたら、賃貸人にはどんな担保があるでしょうか。賃貸人は、まず受け取っている敷金から充当できます。先取特権が発生するのは、敷金で弁済を受けられない部分についてだけです。では、何を対象にできるのかというと、これが313条です。

条文 民法313条

民法313条（不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲）

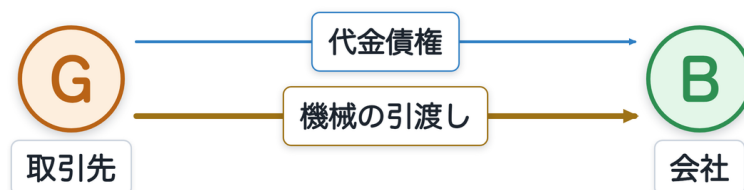
土地の賃貸人の先取特権は、その土地又はその利用のための建物に備え付けられた動産、その土地の利用に供された動産及び賃借人が占有するその土地の果実について存在する。

2 建物の賃貸人の先取特権は、**賃借人がその建物に備え付けた動産**について存在する。

会社Bが工場の建物を借りているなら、その建物に備え付けた機械や什器が対象になります。ここでいう「備え付けた」とは、一時的に持ち込んだのではなく、継続して置いておくために搬入した動産という意味だと理解されています。建物の中で使う什器や備品が典型ですが、判例は、持ち込まれた金銭や有価証券、宝石のような物まで含むと広く解しています。これは3つ目の物差しです。建物の貸主は、賃料が滞ったら中に備え付けられた機械が当てにできる、と考えて貸しているはずだ、という推測です。さらに、賃借権を譲渡したり転貸したりした場合には、譲受人や転借人の動産、譲渡人や転貸人が受け取るべき金銭にも効力が及びます。314条の定めです。加えて、これらの動産の中に他人のものが混ざっていても、たとえば会社Bがリース会社から借りて置いているコピー機でも、192条から195条の即時取得の規定が準用されるので、賃貸人が善意無過失であれば、他人の動産にも先取特権が成立する場合があります。319条の定めです。

即時取得は、動産を持っている人を持ち主だと信じて取引した人を守る仕組みでしたね。賃貸人も、建物に備え付けられた機械を賃借人の物だと過失なく信じて、それを当てにして貸しています。その信頼を、動産を買った人と同じように守ろう、というのが準用の理由です。いわば、3つ目の物差しが他人のものにまで及んだ形です。

動産売買の先取特権——引渡し後も代金債権は残る



引渡し前は留置権・同時履行の抗弁権／引渡し後はこの先取特権だけが保護する

図：動産売買先取特権の設例

次に動産の売買です。会社Bが、工場で使う機械を取引先Gから買ったとします。代金がまだ支払われていない場合、Gにはどんな手段があるでしょうか。

条文 民法321条

民法321条（動産売買の先取特権）

動産の売買の先取特権は、動産の代価及びその利息に関し、その動産について存在する。

機械の引渡し前なら、留置権や同時履行の抗弁権で、代金をもらうまで渡さない、という主張ができそうです。引渡し前であれば、その2つで十分に保護されます。ところが、いったん機械を引き渡してしまうと、留置権も同時履行の抗弁権も、もう主張できません。そこで実益が出るのが、この動産売買の先取特権です。引渡し後も、機械そのものに対して先取特権が残り続けます。会社Bが倒産した場合でも、Gはこの機械の価値から、他の債権者に先立って代金を回収できます。留置権が使えなくなった後にこそ、この先取特権が効いてくる、というのがポイントです。物差しで言えば、売主の機械が会社Bの財産に加わったのに、代金だけ他の債権者と山分けにされるのは不公平だ、という考え方です。

なお、動産の保存費用を支出した人にも先取特権が認められていて、これは留置権や、さっき見た共益の費用の一般先取特権と対象が重なることがあります。

10 不動産先取特権——対象は特定の不動産、登記で効力を保存

短答

条文 民法325条（不動産の先取特権）

次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の**特定の不動産**について先取特権を有する。一 不動産の保存 二 不動産の工事 三 不動産の売買

図：325条全文カード背景

3つ目の型は不動産先取特権です。対象は特定の不動産、原因は3種類だけです。

条文 民法325条

民法325条（不動産の先取特権）

次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の**特定の不動産**について先取特権を有する。一 不動産の保存 二 不動産の工事 三 不動産の売買

種類は少ないですが、代わりに共通の重いハードルがあります。それが登記です。

11 3つとも登記をしないと効力が生まれない

短答・論文共通

3つとも、決められた時期の登記で効力を保存する

原因	登記の時期	条文
不動産の保存	保存行為が完了した後 直ちに	337条
不動産の工事	工事を 始める前 に費用の予算額を	338条
不動産の売買	売買契約と 同時に	340条

条文はどれも「効力を保存するためには」登記せよ、と書く

図：保存・工事・売買の登記時期を比較する表

- 縦に不動産の保存/不動産の工事/不動産の売買、横に登記の時期と条文を並べる
- 保存＝保存行為完了後直ちに(337条)、工事＝工事を始める前に費用の予算額(338条)、売買＝売買契約と同時に(340条)

不動産先取特権は、動産や一般の先取特権と違って、決められた時期に登記をしなければ効力を保てません。条文が、効力を保存するためには登記をしなければならない、と書いているからです。3つの原因ごとに、登記をする時期が決まっています。不動産には、銀行のように登記を見てお金を貸す人がたくさんいます。登記に出ていない優先権が後から出てきたら、その人たちは不意打ちを受けます。価値が大きく、影響を受ける人も多いので、登記という重い代償を課しているのです。

条文 民法337条

民法337条（不動産保存の先取特権の登記）

不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、**保存行為が完了した後直ちに**登記をしなければならない。

工事はこれと逆で、始める前に登記します。

条文 民法338条

民法338条（不動産工事の先取特権の登記）

不動産の工事の先取特権の効力を保存するためには、**工事を始める前**にその費用の予算額を登記しなければならない。この場合において、工事の費用が予算額を超えるときは、先取特権は、その超過額については存在しない。

2 工事によって生じた不動産の増価額は、配当加入の時に、裁判所が選任した鑑定人に評価させなければならない。

工務店が、工事前に予算額1000万円を登記したのに、実際は1200万円かかったなら、超えた200万円には先取特権がありません。さらに、先取特権が及ぶのは工事で建物の価値が上がった分だけです。工場の価値が800万円しか上がっていなければ、先に取れるのは800万円までです。売買はまた別のタイミングです。

条文 民法340条

民法340条（不動産売買の先取特権の登記）

不動産の売買の先取特権の効力を保存するためには、**売買契約と同時に**、不動産の代価又はその利息の弁済がされていない旨を登記しなければならない。

共通しているのは、どの条文も「効力を保存するためには」登記をしなければならない、と書いている点です。177条の登記は、第三者に対抗するための要件でした。これに対して判例は、工事の先取特権について、この登記を単なる対抗要件ではなく、効力そのものの要件と読んでいます。もっとも、学説には、これも対抗要件にすぎないと読む見解が有力です。

条文 民法339条（登記をした不動産保存又は不動産工事の先取特権）

前二条の規定に従って登記をした先取特権は、**抵当権に先立って行使することができる。**

図：339条全文カード背景

ここで、工場を建て増した工務店Hの例に戻ります。会社Bの工場には、すでに銀行Fが抵当権を登記していたとします。その後、Hが建て増し工事をして、338条の登記をしました。この場合、HとFのどちらが優先するでしょうか。通常の対抗関係なら、先に登記した抵当権が勝ちます。ですが、ここには特則があります。

条文 民法339条

民法339条（登記をした不動産保存又は不動産工事の先取特権）

前二条の規定に従って登記をした先取特権は、**抵当権に先立って行使することができる。**

保存と工事の先取特権は、登記さえしていれば、登記の前後を問わず抵当権に優先します。工務店の工事のおかげで、工場の建物の価値が保たれたり、増えたりしています。その価値の増加分は、抵当権者である銀行にとっても利益になります。工事がなければ建物が老朽化して、抵当権の担保価値そのものが下がっていたかもしれません。工務店を保護することが、結果として抵当権者を害しない、というのがこの優先の理由です。1つ目の物差し、価値を維持・増やした人の費用を先に払うのが公平だという考え方が、ここで一番強く働いているわけです。

注意

339条が優先させるのは、保存・工事の先取特権だけ

→ 不動産売買の先取特権には、この特則は及ばない

図：不動産売買には339条が及ばない注意板

不動産の売買の先取特権にも、この優先は及ぶんですか。違います。売買の先取特権と銀行Fの抵当権は、ふつうの担保どうしと同じく、登記の早い順で決まります。339条が優先させるのは、保存と工事の先取特権だけです。売買の先取特権には、この特則は及びません。価値を維持・増加させたわけではない売買の先取特権まで、抵当権より優先させる理由はないからです。

先取特権の3類型

	一般	動産	不動産
対象	債務者の総財産	特定の動産	特定の不動産
登記	原則不要（336条特則あり）	不要	登記で効力を保存 （337～340条）
抵当権との関係	特則なし	特則なし	保存・工事は339条で優先

対象が広いほど登記は軽く、対象が狭く価値が大きいほど登記は重い

図：まとめ板

今日の内容を1枚の地図にまとめます。先取特権は、法律が特定の債権に、他の債権者より先に取れる地位を与える制度でした。対象の広さによって3つの型に分かれます。一般先取特権は債務者の財産全部が対象で、共益の費用、雇用関係、子の監護の費用、葬式の費用、日用品の供給の5つ、登記は原則不要ですが登記した第三者には劣後します。動産先取特権は特定の動産が対象で、不動産の賃貸借と動産の売買が特に重要、登記は不要です。不動産先取特権は特定の不動産が対象で、保存・工事・売買の3つ、いずれも決められた時期の登記で効力を保存するのでした。

そして、保存と工事の先取特権だけは、登記さえすれば抵当権にも優先するという、強い保護まで受けていました。理由は、それぞれの原因が、公平、社会政策、当事者の意思の推測という3つの物差しに当てはまるからです。今日見た、労働者の給料、機械を売った取引先の代金、工事をした工務店の費用は、それぞれ違う理由で守られていますが、根っこにあるのは、他の債権者より先に取ってよい、という同じ地位です。